

§3 Opinions & Requests

このコーナーでは、区役所に対して寄せられたご意見やお問合せ等についてご紹介します。

1. ご意見いただきました 「市民の声」

11 月中にみなさんから寄せられたご意見・ご要望は約 20 件。「ごみの分別収集」に関するご意見が多く寄せられました。

そこで今回は、大切な資源を再生利用するために、平成 25 年 12 月から始まった**使用済小型家電の回収**についてご紹介します。

【回収方法】各区役所、各環境事業センターに専用の回収ボックスを設置しています。袋や箱から出して、直接小型家電を入れてください。

ご注意

携帯電話等、個人情報が含まれているものは、データを削除して回収ボックスに入れてください。回収ボックスへ入れた小型家電はお返しできません。また、家庭用のものに限りです。詳しくは、東北環境事業センター(06-6323-3511)へ、お問合わせください。

【対象】15 cm×30 cmの投入口に入る電気・電池で動く使用済小型家電（例：パソコン・電話機・ラジオ・カメラ・電卓・電子体温計・ドライヤー・懐中電灯・時計・リモコン・充電器等）

【回収できないもの】

- ・家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）
- ・乾電池・充電式電池・電球・蛍光灯管
- ・投入口(15 cm×30 cm)に入らないもの

★淀川区役所では、1 階ロビーに回収ボックスを設置しています。

2. 人権相談窓口のご案内

毎日の生活の中で、人権侵害を受けて悩んだり、これは人権上問題ではないだろうかと感じたりしたことはありませんか？

たとえば…

- ・差別的な内容の文書が送られてきた。
- ・隣の子どもが、虐待を受けているようだ。
- ・人を傷つける内容の落書きが書かれている。
- ・個人情報が出ていないだろうか？
- ・インターネット上で、誹謗、中傷されている。



- ・人権研修をしたいが、どのようにすればよいのか？

区役所では、そのような方のために[人権相談窓口](#)を開設しています。あなたが感じている悩みの解決に向けて、適切な情報を提供したり、必要に応じて各種相談機関を紹介したりしています。

プライバシーの保護はもちろんのこと、秘密は厳守しますので、人権に関する情報がほしい時や、いじめや嫌がらせなど人権侵害を受けてどうすれば良いかわからない時には、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

【相談窓口】

淀川区役所 4 階 41 番 市民協働課

(Tel 06-6308-9415)

月～金曜日（閉庁日を除く）

午前 9 時～午後 5 時 30 分

【専門相談員による相談】（事前予約制）

予約専用電話・FAX

Tel : 06-6532-7830

Fax : 06-6531-0666